

綾瀬市福祉ホーム事業実施要綱

綾瀬市福祉ホーム事業実施要綱（平成19年4月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、綾瀬市地域生活支援事業実施要綱（平成18年10月1日施行）第3条の規定に基づき、市が行う地域生活支援事業のうち、福祉ホーム事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（実施事業者）

第2条 事業の対象となる事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という）第79条第2項の規定により、同条第1項第5号に規定する事業を行う社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等（以下「事業者」という。）とする。

（利用対象者）

第3条 事業を利用できる者は、法第4条第1項に規定する障害者で、綾瀬市が援護の実施者となっている者のうち、家庭環境や住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な者とする。

（利用の申請）

第4条 事業を利用しようとする者又はその保護者（以下「申請者」という。）は、福祉ホーム事業利用申請書（第1号様式）に必要書類を添付して市長に提出するものとする。

2 前項の規定による申請は、事業者を経由して行うことができるものとする。

（利用の決定）

第5条 市長は、前条の申請があった場合において、内容を審査し第3条に規定する利用対象者に該当する場合は、福祉ホーム事業決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（利用の方法）

第6条 事業の利用は、利用者と事業者との契約によるものとする。

2 事業者は、前項の利用契約を締結した場合は、速やかに市長に報告するものとする。

（利用者の異動）

第7条 事業者は、利用者の異動があった場合には、速やかに書面にて市長に報告し

なければならない。

(実施方法)

第8条 市長は、事業の利用者に支給すべき福祉ホーム利用にかかる費用（以下「給付費」という。）を当該利用者の委任により事業者に支払うことにより実施するものとする。

(給付方法)

第9条 給付費は、利用者の委任を受けた事業者からの請求により四半期ごとに支払うものとする。

2 前項の請求において、事業者は各月の初日に福祉ホームに入居している人数を利用人数として市長に報告しなければならない。

(給付費の額)

第10条 給付費は、福祉ホームの所在地の市区町村長が定める額とする。

2 前項に規定する給付費は、各月初日の入所者とし、月の途中に入所した場合は翌月から対象とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の規定による福祉ホーム事業の実施に係る申請その他の必要な準備行為は、この要綱の施行の日前に行うことができる。

第1号様式(第4条関係)

福祉ホーム事業利用申請書

年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

住所

氏名

印

福祉ホーム事業を利用したいので、次のとおり申請します。

利用者	フリガナ 氏 名	
	住 所 電話番号	〒 電話番号 ()
	生年月日 性 別	年 月 日 男・女
	通院する 医療機関名	
利用を必要とする理由		
添付書類	診断書 その他 ()	
利用開始予定日	年 月 日	
備 考		

第2号様式（第5条関係）

福祉ホーム事業決定（却下）通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付で申請のありました福祉ホーム事業の利用について、次のとおり決定（却下）しましたので通知します。

利用者	フリガナ 氏 名		
	住 所		
	生年月日	年	月 日
適 用 日	年 月 日		
福祉ホーム	名 称		
	所在地		
備 考			